

社会福祉施設等被害状況確認システムの概要

1 目的

地震・台風などの災害時に、社会福祉施設等の代表者が、県から一斉配信された携帯メールに利用者や建物の被害状況を返信すれば、その被害状況を県と市町が一元的かつ迅速に把握できるシステムです。

県と市町は、このシステムを活用することで、被災した施設については、被災者の早期救出に努めるとともに、被災していない施設については、福祉避難所等として被災者の受入れ調整等を行います。

2 被害状況の確認方法等

①災害の基準	地震（震度4以上）、大雨洪水警報発令時で災害が想定される場合など	
②対象施設	高齢者施設	特別養護老人ホーム、老人保健施設など
	障害者施設	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所など
	児童福祉施設	児童養護施設、保育所など
③情報管理主体	県	健康福祉部（本庁の施設担当課、出先機関）、危機管理総局
	市町	福祉担当課、防災担当課

3 具体的な手順

事前登録

社会福祉施設等の担当者がシステムに会員登録する。

災害時の対応

①県から、事前登録した担当者の携帯メールアドレスに被害状況の確認メールを配信する。

②担当者が、上記の確認メールに返信し、被害状況を県に報告する。
(アンケートの選択方式)

【確認項目】

- ㉑負傷者数（利用者・職員）
- ㉒建物被害（チェック形式）
- ㉓要避難者数
- ㉔受入可能避難者数
- ㉕派遣可能職員数

③市町担当課が管内に所在する施設の被害状況を確認する。

④市町と県が施設の被害情報を共有し、入所者等の救助活動等に活用する。